

令和6年度外来機能報告に係る 紹介受診重点医療機関の協議について

● 埼玉県における協議方針

		意向あり	意向なし
紹介受診重点外来の基準	満たす	①	②
	満たさない	③	—

【紹介受診重点外来の基準】

初診に占める紹介受診重点外来（※）の割合が40%以上かつ再診に占める紹介受診重点外来の割合が25%以上

※医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来、高額等の医療機器・設備を必要とする外来、特定の領域に特化した機能を有する外来

①	特別な事情がない限り、紹介受診重点医療機関とする
②	当該医療機関の意向を第一に考慮しつつ、紹介受診重点医療機関の趣旨を踏まえ当該医療機関の意向を再度確認しつつ、地域の医療提供体制の在り方を踏まえた協議を行う
③	紹介率・逆紹介率※を活用しつつ、当該医療機関の意向を踏まえた協議を行う

※国ガイドラインにおける参考水準は、紹介率50%以上かつ逆紹介率40%以上である。

● 紹介受診重点医療機関の通知・公表

- 医療機関の意向と調整会議の結論が一致したものに限り、紹介受診重点医療機関として県ホームページ等で公表
※既に紹介受診重点医療機関として公表されている医療機関も、公表の継続について調整会議で協議
- 公表内容や公表日については、県から厚労省及び該当医療機関へ通知

● 診療報酬上の取扱い

- 紹介受診重点医療機関入院診療加算・連携強化診療情報提供料の算定：**公表日から算定可能**
- 紹介状なしで受診する場合等の定額負担の徴収：**公表の日から6か月間の経過措置（周知期間）を経て請求開始** 1

基準と意向が合致するもの（西部圏域・継続）

① 紹介受診重点外来の基準を満たしており紹介受診重点医療機関を継続する意向を有する医療機関

No	種別	圏域	市町村	医療機関名	初診基準	再診基準	基準該当の有無	紹介受診重点医療機関となる意向の有無	(参考) 病床数 (令和6年7月1日現在)	(参考) 特定機能病院	(参考) 地域医療支援病院	(参考) 紹介受診重点医療機関
					A	B						
1	病院	西部	所沢市	独立行政法人国立病院機構西埼玉中央病院	57.0	26.4	○	○	325		○	○
2	病院	西部	狭山市	社会医療法人財団石心会埼玉石心会病院	64.9	49.1	○	○	450		○	○
3	病院	西部	日高市	埼玉医科大学国際医療センター	80.1	40.0	○	○	758		○	○

協議案

基準と意向が合致していることから、上記医療機関について県ホームページ等における、紹介受診重点医療機関の公表を継続することとしたい。

基準と意向が合致しないもの（西部圏域）

② 紹介受診重点外来の基準を満たしているが紹介受診重点医療機関となる意向を有さない医療機関

No	種別	圏域	市町村	医療機関名	初診基準	再診基準	基準該当の有無	紹介受診重点医療機関となる意向の有無	(参考) 病床数 (令和6年7月1日現在)	(参考) 特定機能病院	(参考) 地域医療支援病院	(参考) 紹介受診重点医療機関
					A	B						
1	病院	西部	所沢市	社会医療法人至仁会圏央所沢病院	初診の外来延べ患者数に対する紹介受診重点外来患者	再診の外来の患者延べ数に対する紹介受診重点外来患者数の割合	A: 40%以上 かつ B: 25%以上	○	100			

協議案

医療機関の意向を第一に考慮し、今回は上記医療機関について紹介受診重点医療機関としての公表を行わないこととした。

3

② 紹介受診重点医療機関となる意向を有さない理由

1 社会医療法人至仁会圏央所沢病院

初診患者の受入を行うため。

4

基準と意向が合致しないもの（西部圏域・継続）

3 紹介受診重点外来の基準を満たしていないが紹介受診重点医療機関を継続する意向を有する医療機関

No	種別	圏域	市町村	医療機関名	初診基準	再診基準	参考水準		基準該当の有無	紹介受診重点医療機関となる意向の有無	③の場合、参考水準は満たしているか C: 50%以上かつ D: 40%以上	(参考) 病床数 (令和6年7月1日現在)	(参考) 特定機能病院	(参考) 地域医療支援病院	(参考) 紹介受診重点医療機関	
					A	B	C	D								
1	病院	西部	所沢市	防衛医科大学校病院	初診の外来延べ患者数に対する紹介受診重点外来患者	再診の外来の患者延べ数に対する紹介受診重点外来患者数の割合	紹介率 (R5.4月~R6.3月)	逆紹介率 (R5.4月~R6.3月)	A: 40%以上かつ B: 25%以上	○	○	470	○			○

協議案

医療機関の意向を踏まえ、上記医療機関について県ホームページ等における、紹介受診重点医療機関の公表を継続することとしたい。

5

3 紹介受診重点医療機関を継続する意向を有する理由

1 防衛医科大学校病院

地域の医療機関と連携を強化しつつ、真に高度な診療を必要とする患者の流れの円滑化を図るためには、紹介受診重点医療機関となる必要があると考えております。

6

基準と意向が合致しないもの（西部圏域・新規）

③ 紹介受診重点外来の基準を満たしていないが紹介受診重点医療機関を継続する意向を有する医療機関

No	種別	圏域	市町村	医療機関名	初診基準	再診基準	参考水準		基準該当の有無	紹介受診重点医療機関となる意向の有無	③の場合、参考水準は満たしているか	(参考)病床数(令和6年7月1日現在)	(参考)特定機能病院	(参考)地域医療支援病院	(参考)紹介受診重点医療機関
					A	B	C	D							
1	病院	西部	所沢市	社会医療法人社団埼玉巨樹の会所沢美原総合病院	50.7	23.4	43.7	70.6		○		221			

※所沢美原総合病院は、「所沢明生病院（一般病床50床）」と「狭山中央病院（一般病床111床）」を再編し、病床整備計画で公募承認された60床と合わせて221床で令和5年11月25日に開院している。

上記の外来機能報告上のデータA～Dは、旧「所沢明生病院」のデータ（令和5年4月～令和5年11月）である。
 なお、次頁にA～Dに係る「所沢美原総合病院」のデータ（令和5年11月25日～令和6年3月31日）を参考掲載している。

協議案

医療機関の意向を踏まえ、上記医療機関について県ホームページ等において、新たに紹介受診重点医療機関として公表することとしたい。（令和7年4月1日公表予定）

7

③ 紹介受診重点医療機関となる意向を有する理由

1 社会医療法人社団埼玉巨樹の会所沢美原総合病院

所沢美原総合病院は、令和5年11月25日、所沢明生病院（一般病床50床）と狭山中央病院（一般病床111床）を再編、令和4年度の病床整備計画の公募にて承認いただいた60床と合わせて221床で開院させていただきました。

高度急性期ICU/HCUを24床、急性期一般197床で、2次救急を担う医療機関として救急患者を中心24時間365日「断らない救急医療」を継続し、手術・化学療法・検査等の高度医療の提供を行い、4大疾病（がん、心血管疾患、脳卒中、糖尿病）を中心に地域住民の方々にとって必須の医療を提供しております。

近隣医療機関（かかりつけ医等）と密なる連携も図るとともに外来機能を整備しており、紹介重点医療機関としての役割を担った医療を提供しております。

令和5年4月から令和6年3月の実施状況に関しては令和5年4月から令和5年11月24日までは所沢明生病院の実績であり基準を満たしておりませんが、所沢美原総合病院としての令和5年11月25日から令和6年3月までの実績は満たしております。

引き続き紹介重点医療機関として近隣医療機関との役割を明確にして更なる地域医療の発展に努めて参ります。

【参考】所沢美原総合病院のデータ（令和5年11月25日～令和6年3月31日）

初診基準	再診基準	参考水準		基準該当の有無	紹介受診重点医療機関となる意向の有無	③の場合、参考水準は満たしているか	(参考)病床数(令和6年7月1日現在)	(参考)特定機能病院	(参考)地域医療支援病院	(参考)紹介受診重点医療機関
A	B	C	D							
初診の外来延べ患者数に対する紹介受診重点外来患者数の割合	再診の外来の患者延べ数に対する紹介受診重点外来患者数の割合	紹介率 (R5.4月～R6.3月)	逆紹介率 (R5.4月～R6.3月)	A: 40%以上 かつ B: 25%以上		C: 50%以上 かつ D: 40%以上	221			
58.8	29.6	61.8	70.4	○	○	○				

8

(参考) 紹介受診重点外来について

○外来機能報告等に関するガイドライン (抜粋)

以下の①～③のいずれかの外来について、紹介受診重点外来とする。

① 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来

・ 次のいずれかに該当する入院を「医療資源を重点的に活用する入院」とし、その前後30日間の外来の受診を、「紹介受診重点外来」を受診したものとする（例：がんの手術のために入院する患者が術前の説明・検査や術後のフォローアップを外来で受けた等）。

- ▶ Kコード（手術）を算定
- ▶ Jコード（処置）のうちD P C入院で出来高算定できるもの（※1）を算定
 - ※1：6000 cm²以上の熱傷処置、慢性維持透析、体幹ギプス固定等、1000点以上
- ▶ Lコード（麻酔）を算定
- ▶ D P C算定病床の入院料区分
- ▶ 短期滞在手術等基本料2、3を算定

② 高額等の医療機器・設備を必要とする外来

・ 次のいずれかに該当する外来の受診を、「紹介受診重点外来」を受診したものとする。

- ▶ 外来化学療法加算を算定
- ▶ 外来放射線治療加算を算定
- ▶ 短期滞在手術等基本料1を算定
- ▶ Dコード（検査）、Eコード（画像診断）、Jコード（処置）のうち地域包括診療料において包括範囲外とされているもの（※2）を算定
 - ※2：脳誘発電位検査、CT撮影等、550点以上
- ▶ Kコード（手術）を算定
- ▶ Nコード（病理）を算定

③ 特定の領域に特化した機能を有する外来（紹介患者に対する外来等）

・ 次の外来の受診を、「紹介受診重点外来」を受診したものとする。

診療情報提供料 I を算定した30日以内に別の医療機関を受診した場合、当該「別の医療機関」の外来